

日程第 10. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。中小企業・小規模企業の振興が豊かな町民生活の基盤となると認識し、町産品の活用など協働して振興施策を推進するための理念型の条例であると説明がありました。特長的な内容として 2 点説明がありました。1 点目に、第 4 条第 8 項 地域資源の利活用による産業の発展及び創出と観光需要による町内消費の拡大は、企業者と観光協会を中心とした観光産業に結び付ける条項であること、2 点目に第 4 条第 9 項 工芸産業等の集積の活性化及び振興を図ることは、併事業等を振興を意味し、本町の特徴的条項であると説明がありました。委員よりどのようにして各中小企業・小規模企業の実態把握とそれに合わせた振興策等を打ち出すのかという質問がありました。これまで以上に中小企業を押し出すため、本年度 1,300 社を対象に調査することで、アンケートやヒアリングにより平成 28 年度に具体的な施策を検討し、29 年度からの運用を目指していると回答がありました。回答に対し委員からは商工会や企業団体に加入していない事業所等に対しても公平な調査ができるような体制づくりをして欲しいという意見がありました。また、委員より第 10 条 学校の役割は具体的にどのようなことを指しているかという質問もありました。これに対し、職場体験や職業教育はもちろんであるが、施策及び事業への参加に配慮するという部分にイベントやまつりなど振興に資する事業の際にはスケジュールが重ならないよう配慮するなどを指しているとのことであります。委員から、本条例は町全体で地域経済の活性化を推し進める内容で、ひいては町民生活の向上につながると評価がございましたが、条例を具体的施策に反映させ絵に描いた餅とならないよう取り組んで欲しいとの意見もありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第

70 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。